

# 令和8年度 習志野市立第六中学校 いじめ防止基本方針

## Ⅰ いじめの防止等の対策に関する基本理念

### (1) 基本理念

千葉県いじめ防止対策推進条例では、以下のとおり基本理念やいじめの禁止等について定めている。

第三条 いじめの防止等のための対策は、学校を中心に、児童等が自らいじめが絶対に許されない行為であると正しく認識し、だれもがいじめの当事者となることの無い環境を整えることを基本として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを意識して、国、県、市町村、学校、地域社会、保護者、家庭その他の関係者の連携の下、取り組まなければならない。

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

2 児童等は、他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように努めるものとする。

本校基本方針では、上記の趣旨及び「習志野市いじめ防止基本方針」の内容を鑑み、いじめはすべての児童生徒に関係する問題であり、すべての児童生徒が「いじめが絶対に許されない行為であると正しく認識すること」、「自分がいじめを受けた場合やいじめを見つけた場合にどのように対処したらよいのかを理解し行動できる力を身に付けること」が、学校の内外を問わず誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えるための中核をなすものであると捉えている。

そして、いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒及びいじめを受けた児童生徒を助けようとした児童生徒の生命及び心身を保護することが何よりも重要であり、そのために、学校・地域住民・家庭及び警察等の関係機関が連携し、一丸となって取り組んでいく。

### (2) 本校のいじめ防止対策のための重点事項

- ・学校全体で「いじめは絶対に許されない」という共通認識を徹底する
- ・日常的なあいさつ・声かけを通して、安心できる人間関係を育てる
- ・学級づくりを重視し、互いを認め合う雰囲気醸成する
- ・道徳や特別活動で、思いやりや共感性を育む授業を計画的に実施する
- ・SNS やインターネットの正しい使い方について継続的に指導する
- ・小さなトラブルや変化を見逃さず、早期に対応する体制を整える
- ・定期的なアンケートや教育相談を実施し、声を拾い上げる
- ・教職員間の情報共有を密にし、組織的に対応する
- ・保護者と連携し、家庭と協力した予防的指導を行う
- ・生徒会や自治活動を活性化し、生徒主体のいじめ防止活動を推進する
- ・多様性を尊重する教育を進め、違いを認め合う価値観を育てる
- ・教職員研修を充実させ、いじめの早期発見・対応力を高める

## 2 いじめの定義

### (1) いじめの定義

学校では、「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)第2条に基づき、次のとおり、いじめを定義する。

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) 定義に基づくいじめの判断及び留意点

- ①個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つ。
- ②いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。
- ③本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえる。
- ④いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- ⑤「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ⑥「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、所有物を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合ひであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目し見極める。
- ⑦インターネット上で特定の児童生徒に対する悪口が書かれていたものの、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を取る。
- ⑧いじめの定義に該当すると判断した場合において、例外的に厳しい指導を要しない場合があり得る。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合がある。このような場合、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味しつつ、他方でこの種の行為がストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年5月24日法律第81号)が定める「つきまとい等」に当たることを考慮した上で対応する。また、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合においても、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。
- ⑨具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。
  - ・ 冷やかしやかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
  - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ 金品をたかられる

- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

⑩児童生徒が行った行為がいじめを意図して行った行為ではなく、また、1回のみで継続して行われた行為ではなくても、その行為によって児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する。また、上述のア～ケで挙げた「いじめ」の中で、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

### 3 いじめの理解

いじめは、いじめを受けた児童生徒の基本的な人権の多くを著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童生徒の心に長く深く傷を残すものである。また、「いじめはどのこどもにも起こりうるものである。」という認識をもつ。

さらに、「集団全体にいじめを許容しない雰囲気」を醸成するには、教職員の姿勢が大きな影響を与える。教職員の振る舞いがいじめに暗黙の了解を与えたり、いじめを助長したりすることが起こり得ることを重く受け止める。

### 4 いじめ対策組織と構成

#### (ア) 教職員の役割

教職員は、保護者・地域・関係機関等と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処する。

#### (イ) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

○生徒指導部会・教育相談部会（毎週火曜日と水曜日3校時開催）

構成：校長・教頭・生徒指導主任・学年生徒指導（教育相談）担当・養護教諭

特別支援コーディネーター・教育相談員・スクールカウンセラー

内容：児童生徒の生徒指導上の課題共有及び対策の検討

○いじめ防止対策委員会（臨時招集）

構成：校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・関係学年主任（集約担当）

当該いじめ事案に関係する職員

内容：いじめ事案に関する情報共有・対策会議・重大事態の判断・学校主体の調査

※必要に応じて教育委員会の附属機関「習志野市いじめ問題対策委員会」の委員の派遣を教育委員会に要請する。

### 5 いじめの未然防止への取組

#### (1) 授業改善

- ・ 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開等、全ての生徒が授業に参加できる、授業場で活躍できる授業を推進する。
- ・ 授業の受け方等、授業規律を確立する。

## (2) 教職員の人権意識の向上

- ・学校の重点目標として掲げられている「いじめ未然防止、早期発見、早期解消」を基に、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないということを共通理解とし、組織的に取り組む。
- ・教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、いじめを助長する場合もあることを理解する。

## (3) 道徳教育、特別活動の充実

- ・道徳教育や特別活動を通して、生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考え、法や自校の学校基本方針について学ぶことのできる取り組みを実施する（弁護士による講演、有識者の講話など）。
- ・道徳教育や特別活動を通して、児童生徒が互いに良好な関係を築くことができる取り組みを実施する（エンカウンターなど）。
- ・道徳教育や特別活動を通して、「傍観者の中からいじめを抑止する仲裁者」、「いじめを告発する相談者」が現れるためのいじめ防止授業を計画的に実施する（脱いじめ傍観者教育など）。

## (4) 学級経営

- ・生徒一人一人を大切にする教育を心がけ、学級での所属意識を持たせると共に、自己有用感を高めるようにする。
- ・安心・安全な生活を送ることができるよう努める。

## (5) 全校集会、生徒会活動

- ・全校集会を通じて、いのちを大切にするキャンペーン等、いのちの大切さについて考える。
- ・生徒会活動を中心に、学校生活が楽しく過ごせるように、キャンペーン等を企画し取り組む。

## (6) 部活動

- ・集団生活の規律を重んじ、人権を尊重した指導を行う。

## (7) インターネット

- ・生徒及び保護者が発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネット上でのいじめを防止するために、学年集会等を通じてDVDの視聴や外部講師を招き講話を聞く。また、学校だより、学年だより、保護者会等で保護者や地域の方へ啓発活動を行う。

## (8) 家庭との連携

- ・いじめの未然防止の取り組みに対して、家庭の協力を得て、連携を図る。

# 6 いじめの早期発見の取り組み

## (1) アンケート調査

- ・いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得るとの認識のもと、いじめの状況把握のため、各学期に1回（5月、10月、1月）実施する。実施方法としては、家庭に持ち帰り、保護者も確認の上、後日提出させる。
- ・提出されたアンケートの集約については、担任だけではなく、集約担当（学年生徒指導）に速やかに報告をし、実態を把握する。また、管理職、生徒指導主事にも速やかに報告をし、組織的な対応を図る。
- ・いじめを受けたと記入した生徒については、学校統一の対策シートに記入する。
- ・いじめを受けたと記入した生徒については、個人面談を実施し、事実を確認する。
- ・保護者に対して、適切な情報を提供する。

## (2) 生徒観察

- ・早期発見の基本は、生徒のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、昼休み等授業時間以外の生徒の人間関係を観察する等、いじめの早期発見に取り組むことが大切である。
- ・学級日誌をはじめ、個人ノートや生活ノート等、教職員と生徒の間で交わされる日記も活用する。また、保健室の様子を聞くことも重要である。
- ・保護者にも協力を依頼し、家庭で気になった様子については相談に応じ、場合によっては、速やかに個人面談を実施する。
- ・暴力的な行為や「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合には、速やかに止めることを最優先とする。一人で制止できそうになれば、他の教職員の応援を求める。また、生徒が遊びやふざけと言おうとも暴力的行為を止める。その後は、管理職、生徒指導主事等に報告、連絡を行い、組織対応を図る。

## 7 いじめの相談・通報

### (1) 教育相談

- ・普段の学校生活や家庭での悩みごと等について、各学期に教育相談週間を設け、個人面談を実施する。

### (2) 相談体制

- ・いじめ相談窓口(生徒指導主事、教育相談員)を設置する。
- ・教育相談員の存在を周知する(全校集会、各種たより等)。
- ・スクールカウンセラーの活用を図る。
- ・「SOSの出し方教育」を通して、匿名メール相談やWEBアプリの積極的な活用を促す。

### [おもな相談窓口(緊急)]

機 関 名	電話番号	相談方法・受付時間・その他
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	教育相談、24時間電話受付
24時間子供 SOSダイヤル	0120-0-78310	子供の SOS 全般、24 時間電話受付
千葉いのちの電話	0120-783-556	24 時間電話受付
中央児童相談所	043-253-4101	緊急相談は 24 時間受付
千葉県精神科医療センター	043-276-1361	救急

### [おもな相談窓口(一般)]

機 関 名	電話番号	相談方法・受付時間・その他
習志野市総合教育センター	047-475-8341	電話・面接
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	面接(月～金)9:00～17:00 要電話予約
中央児童相談所	043-253-4101	電話 8:30～20:00
千葉県警察少年センター	0120-783-497	電話・面接(月～金)8:30～17:15
チャイルドライン千葉	043-301-7262	電話(月～土)16:00～21:00 NPO
子ども人権110番 (法務省人権擁護局)	0120-007-110	電話(月～金)8:30～17:15 子ども専用 SOS e-mail 有り

## 8 いじめの対応等について

### (1) いじめの対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、教育委員会が作成した生徒指導記録簿を活用し記録したうえで、平素から報告連絡体制（いつ、どこで、だれが、何を、どのように等）を徹底し、特定の教職員で抱え込まず、集約担当を位置づけ、速やかに組織的に対応する。事案によっては、警察への通報など関係機関と速やかに連携する。【資料①参照】

※記録の保管については、被害者・加害者等に聞き取りした内容について「いじめ対策シート・いじめ記録簿」に記載し、情報共有できるようにする。

いじめを認知した場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、学校基本方針に沿った対応方針を伝え、信頼関係の下に理解と協力を得られるようにする。適切な調査に基づき、被害児童生徒、保護者には適宜状況を説明し、安心して学校に通学するための措置を確実に行う。説明においては、被害者、加害者を問わず、事実を正確かつ速やかに伝えることが大原則であり、いじめ被害者の安全確保を最優先し、同時に心のケアを行うとともに、いじめ加害者には、教育的配慮の下、毅然とした指導を行い、その保護者には指導上の助言を行う。

### (2) いじめの解消について判断をする際の留意点

いじめは、児童生徒の謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態については、国基本方針に基づき、「いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること」「被害児童生徒本人及びその保護者に確認した上で、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている場合とする。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する必要がある。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階にすぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒について、日常的に、注意深く観察する必要がある。

### (3) いじめの重大事態について

#### (ア) 重大事態への対処についての基本方針

重大事態への対処については、令和6年8月に改訂された文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則り、対応することを基本とする。

#### 〈重大事態〉

**1号事案** いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

例えば、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

**2号事案** いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### (イ) 重大事態を認知した場合の対応

重大事態と認められる（疑いも含む）場合、下記の方法により、電話等で速やかに報告を行い、

その後、文書による報告を行う。

[学校→習志野市教育委員会→市長]

- ①当該事案で話あった内容等については「会議録」を作成する。
- ②「調査報告書」、「会議録」、「その他資料」等については適切に管理し、必要なときは情報が速やかに取り出せるようにする。

#### (ウ) 調査の主体等

重大事態調査を行う前には対象児童生徒・保護者への説明が必要であり、調査目的の理解を得るとともに、調査事項や調査組織の構成等について認識のすり合わせを丁寧に行い、円滑な調査の実施につなげる。

調査結果は、調査報告書本体または概要版資料を対象児童生徒・保護者に提供し、対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策等を口頭で説明する。なお、この調査結果については、教育委員会に報告する。

#### (4) いじめに係る資料及びその保管について

いじめアンケートの保管期間は、「習志野市教育委員会文書管理規定」に基づき、通常は5年間とする。

ただし、いじめ重大事態が発生した場合は、義務教育期間を踏まえ、関連資料を10年間保管する。この際、関係する児童生徒のいじめアンケートも10年間保管することとする。

##### 保管対象となる資料(例)

いじめアンケート、教育相談アンケート、生徒指導・教育相談部会資料、校内いじめ防止対策委員会議事録、いじめ生徒指導記録簿、いじめの一報、経過報告書  
その他必要な資料

\*紙またはデータでの保管

## 9 「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」)の策定について

学校は、実情に応じ、学校基本方針を策定する。学校基本方針策定の意義は、実効性のあるいじめ問題への具体的な対応策を決定するとともに、策定を通して、すべての教職員がいじめ問題への理解をより一層深めるという研修の側面がある。協議等を通して全教職員の共通理解のもと方針を決定・実行し、学校ホームページ等で公表するほか、入学時や年度初め等、様々な機会を活用して児童生徒、保護者に説明することを通じて、児童生徒、保護者や地域住民の声を聞く等により、その成果を定期的に評価・点検して必要に応じた学校基本方針の改善を行う。

いじめ認知後の組織的対応図（フローチャート）

いじめ（疑いを含む）に係る情報がある場合には、以下のフローチャートを基に、各校のいじめの防止等の対策のための組織において、情報の迅速な共有を行い、関係児童生徒への聞き取りやアンケート調査等により事実関係を把握し、迅速かつ丁寧に対応する。

